

申請方法

1 申請書 を入手

給付金の受給には申請が必要です。平成26年1月1日時点で住民票がある市町村（申請先）の窓口で申請書を入手してください。
八百津町では、それぞれ給付金の対象となる可能性(注)のある方に、申請書を送付いたしますが、それ以外の方でも対象となる場合がありますので、前のページの「対象者診断チャート」などでよく確認してください。
(注)申請書が送付された方でも、給付金の対象とならない場合があります。
公務員の方の子育て世帯臨時特例給付金の申請書は勤務先から渡されます。

2 申請書 を記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。
申請書に添付が必要な書類(※)などを揃えてください。
(※)本人確認書類・振込先確認書類等です。申請書とセットの説明書をご覧ください。

3 申請書 を提出

申請書の記入、必要書類等が揃ったら、申請期間内に役場（本庁・出張所）窓口へ提出してください（町外など遠方の方や、どうしても日中に来られない方は郵送も可能です）。

4 給付金 を受給

審査の上、支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。

ご注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 申請は、できるだけ早めにお済ませください。
- 老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。※加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

お問い合わせ先

○申請方法に関するお問い合わせ：八百津町役場 町民課 ☎43-2111(内2111)

ホームページ <http://www.town.yaotsu.lg.jp>

八百津町

検索

○制度に関するお問い合わせ：厚生労働省

2つの給付金専用ダイヤル

0570-037-192

みな いいきゅうぶ

ホームページ

2つの給付金

検索



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。